

令和3年11月10日に、内閣府令第六十八号が公布され、道路交通法施行規則の一部(安全運転管理者の業務)が改正されました。

●安全運転管理者を必要とする事業所

自動車 5 台以上(乗車定員 11 名以上のものは 1 台以上)を使用している事業所(自動車使用の本拠ごと)

●改定された安全運転管理者の業務(令和4年4月1日から施行)

・ 道路交通法施行規則【第九条の十第六項】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認すること。

・ 道路交通法施行規則【第九条の十第七項】

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存すること。

●改定された安全運転管理者の業務(令和4年 10 月1日から施行)

※道路交通法施行規則より抜粋

・ 道路交通法施行規則【第九条の十第六項】

運転しようとする運転者及び運転を終了した運転者に対し、酒気帯びの有無について、当該運転者の状態を目視等で確認するほか、アルコールを検知(呼気に含まれるアルコールを検知する機器であって、国家公安委員会が定めるものをいう。次号について同じ。)を用いて確認を行うこと。

・ 道路交通法施行規則【第九条の十第七項】

前号の規定による確認の内容を記録し、及びその記録を一年間保存し、並びにアルコール検知器を常時有効に保持すること。

※記録方法、保存方法に定めはありません(手書き、データ等)。

弊社では、紹介しておりますタニタのアルコール検知器を用いて、検査し業務に取り組んでおります。

大和産業株式会社